

第四次循環型社会形成推進基本計画の見直しについて（案）

令和 5 年 4 月 11 日

1. 背景：循環基本計画の見直しについて

- 循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものである。
- 循環基本計画は、概ね 5 年ごとに、具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聴いて、循環型社会形成推進基本計画の案の作成を行うものとされている。
- 第一次循環基本計画（平成 15 年 3 月 14 日閣議決定）以降、平成 20 年 3 月 25 日に第二次循環基本計画、平成 25 年 5 月 30 日に第三次循環基本計画、平成 30 年 6 月 19 日に第四次循環基本計画を閣議決定している。

＜循環型社会形成推進基本法＞（抄）

第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針

二 循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 中央環境審議会は、平成十四年四月一日までに循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について、環境大臣に意見を述べるものとする。

4 環境大臣は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聴いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めなければならない。

5・6 （略）

7 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。

- また、循環基本計画は環境基本計画を基本として、策定する必要がある。

＜循環型社会形成推進基本法＞（抄）

第十六条 循環型社会形成推進基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。

2. （略）

2. 現行の循環基本計画の点検結果について

- 現行の第四次循環基本計画（平成30年6月閣議決定）では、評価及び点検について、2年に1回程度、計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を行うことを定めている。循環基本計画の7つの柱ごとに設定している国が実施すべき取組、指標について、評価及び点検を行うとともに、点検を実施するそれぞれの年度において重点点検分野を定めることとしている。

＜第四次循環基本計画の7つの柱＞

- ① 持続可能な社会づくりとの統合的取組
 - ② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
 - ③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 - ④ 適正処理の更なる推進と環境再生
 - ⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
 - ⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
 - ⑦ 循環分野の基盤整備
- 第1回の点検においては、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の3つの重点点検分野の進捗状況について評価及び点検を実施したほか、廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症への対応についても部会で議論の上、報告書として令和2年11月に取りまとめた。

(<http://www.env.go.jp/recycle/mat01-4-36.pdf>)

- 第2回の点検においては、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を重点点検分野と設定するとともに、これと密接に関連する分野（①持続可能な社会づくりとの統合的取組、②多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、④適正処理の更なる推進と環境再生、⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進など）についても評価及び点検を実施した上で、今後の方向性において、循環経済工程表として令和4年9月に取りまとめた。

(<https://www.env.go.jp/content/000071596.pdf>)

＜循環経済工程表の目次（Ⅲ-3 今後の方向性）＞

1. 循環経済の役割と2050年を見据えた目指すべき方向性
2. 素材毎の方向性

- ① プラスチック・廃油
 - ② バイオマス
 - ③ ベースメタルやレアメタル等の金属
 - ④ 土石・建設材料
3. 製品毎の方向性
- ① 建築物
 - ② 自動車
 - ③ 小電・家電
 - ④ 温暖化対策等により新たに普及した製品や素材
 - ⑤ ファッション
4. 循環経済関連ビジネス促進の方向性
5. 廃棄物処理システムの方向性
6. 地域の循環システムの方向性
7. 適正処理の方向性
8. 国際的な循環経済促進の方向性
9. 各主体による連携、人材育成の方向性

3. 環境基本計画の見直しについて

- 環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものである。現在の第五次環境基本計画は平成 30 年 4 月に閣議決定したものである。
- 同計画は約 6 年ごとに見直ししており、次期環境基本計画は令和 6 年度初め頃に策定する見込みである。令和 4 年 12 月から有識者による公開検討会を開始しており、令和 5 年 4 月以降から中央環境審議会総合政策部会において審議を始める。
- 環境基本計画の見直しの状況を踏まえつつ、循環基本計画の検討を進める必要がある。

4. 具体的な進め方

- 中央環境審議会にて指針を策定した上で、次期循環基本計画の審議を進め、閣議決定に至る。次期環境基本計画の閣議決定の見込み（令和 6 年度初め頃）を踏まえて、令和 6 年 6 月頃を目指して作業を進めるものとする。（資料 3 - 2）
- ① 検討の場：
 - 循環基本計画の審議及び同計画の点検を担う、中央環境審議会の循環型社会部会において検討（計 10 回程度の審議（ヒアリングを含む）を予定）を行う。
- ② 検討の進め方：（資料 3 - 3）
 - 循環経済工程表を踏まえ、先進事例等のヒアリングを関係省庁、自治体、企業、NGO に

広く実施する（令和5年5月～8月実施）。

- 令和5年の夏頃から秋頃にかけて指針（案）を取りまとめ、同年11月頃から指針を踏まえた次期計画の審議を行う。
- 令和6年2月～3月に次期計画原案を取りまとめ、パブリックコメントを実施。
- 令和6年5月にパブリックコメントを踏まえた審議を行った後、同年6月の閣議決定を目指す。